

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第51号

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例

秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「730円」を「1,000円」に、「630円」を「900円」に、「530円」を「800円」に、「1,250円」を「2,400円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 高校生以下の入園料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市大森山動物園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入園に係る施行日以後に納付すべき入園料について適用し、施行日前の入園に係る入園料および施行日以後の入園に係る施行日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の秋田市大森山動物園条例の規定に基づき発行された回数券については、施行日以後においても使用することができる。